様式第１号別紙 2-1

入院セットレンタルに係る基本条件

1　運営内容に関する基本条件

（1）　運営について

事業者は、入院生活に必要な病衣、タオル及び紙おむつ等の物品を提供することで、入院患者及びその家族の負担の軽減を確保することを目的に運営すること。

（2）　収支計画について

事業の運営に当たっては、利用者のサービス向上を確実に図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画とすること。

2　実施体制に関する基本条件

（1）　医療安全及び院内感染防止対策（例：研修会参加、予防接種等）に協力すること。

（2）　従業員は、病院内での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なり（名札必須、ユニフォーム着用が望ましい）で業務にあたり、利用者に対して親切丁寧な接客対応を行うこと。

（3）　利用者からの要望、苦情に対しては誠意を持って対応し、その内容及び対応状況を遅滞なくセンターに報告すること、

（4）　従業員の地元雇用など、地域への貢献に配慮すること。

（5）　センター内で実施するイベントの企画や、大規模災害時における物資の提供等、センターの運営に対して協力すること。

（6）　病院内において万一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うとともに、大規模災害時においても、業務が継続できるような体制にすること。

3　契約の締結

内定された事業者は、協議・準備等を行い、センターと定期建物賃借権の設定を目的とした固定資産賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとします。

また、本説明書の「様式第 5 号」により提案された 5 年間の賃貸借料予定額に 100 分の 1 以上を乗じた額を、契約保証金として納付しなければならないものとします。

ただし、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務規程第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は免除とします。納付した契約保証金については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときに還付します。

4　目的外使用及び転貸・再委託等の禁止

貸付する固定財産について、指定された用途若しくは目的外使用することは禁止します。

また、契約に基づく権利の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、又は営業を委託することは禁止します。

5　契約の解除

事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合、センターは契約を解除することができるものとします。また、契約の解除により損害が生じたとしてもセンターはその責めを一切負いません。

(1)　事業者が契約条項及び本公募要項の条項に違反したとき。
(2)　事業者が破産の宣告又は銀行の取引停止を受けたとき。
(3)　著しく社会的信用を損なう行為等により事業者が業務を行うことが不適当あると認められる事情が発生したとき。

6　原状回復義務

契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、貸付けた物件を自己の負担で原状回復し、センターが指定する期日までに引き渡さなければならないものとします。ただし、センターが特に承諾したときは、この限りではありません。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、センターが原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。

この場合、事業者はセンターに対し、何らの異議を申し立てることができません。

7　損害賠償

事業者が、貸付物件の使用に当たりセンター又は第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

また、事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の一部又は全部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額をセンターに支払うものとします。

ただし、事業者が自己の負担で貸付物件を原状に回復した場合はこの限りではありません。

8　その他の条件

(1)　別途センターの指定する日から業務を開始すること。
(2)　業務に必要な関係法令等に基づく許認可等は、事業者が自己負担で取得すること。
(3)　通路上等に看板や案内等を設置する場合は、センターに事前協議し承認を得ること。
(4)　物品保管場所等の施錠管理はセンターと協議すること。
(5)　物品等の搬入・搬出時間経路等は、患者等病院利用者に影響のないよう配慮し、センター指示の方法によること。
(6)　従業員が通勤等でセンター駐車場を利用する場合は、事前にセンターと協議し、センターの指示に従うこと。
(7)　毎月の売上額や利用者数など別途センターと協議した項目について、業務報告を行うこと。
(8)　停電等の設備点検、防災訓練や感染対策等、病院の運営上必要な事項に対する要請がセンターからあった場合は、全面的に協力すること。(センターでは年に 1 回、4 時間か

ら 6 時間程度の停電が予定されてます。）

(9)　災害時においては、病院から支援要請があった場合は、全面的に協力すること。

(10) センターの運営や医療上の必要性から、取扱商品やサービス等についてセンターから依頼された事項については、真摯に対応すること。

(11) 事業撤退の際は、次の事業者への引継ぎに全面的に協力すること。

(12) その他業務に際し必要な事項が発生した場合は、センターと協議すること。

様式第１号別紙 2-2

入院セットレンタルに係る個別条件

1　貸付場所

受付・案内場所・・・・・・・・・本館１階エントランスホールの一部
物品保管場所・・・・・・・・・・本館棟２階及びＡ病棟１階の一部
各病棟の物品保管場所・・・・・・各病棟の物品保管場所の一部
各病棟のリネン回収場所・・・・・各病棟のリネン回収場所の一部
＊詳細はセンターと事業者の協議による。

2　業務内容に関する条件

(1)　運営日、時間等

入院セットレンタル業務は、年中無休で運営すること。

事業者は、原則として、病院内に平日９時～１６時まで常勤スタッフを配置すること。

また、常勤スタッフ配置時間外や緊急時の運営方法については、事前にセンターと協議すること。

(2)　入院セットレンタル業務の案内等

入院セットの利用案内は、事業者の責任において、商品内容・契約手続・変更手続・配布方法・回収方法・支払方法等を利用者に対しわかりやすく説明すること

事業者は、案内等を行うための専用窓口を設けること。

(3)　入院セットレンタルの契約等

入院セットのレンタルは、事業者が利用者と直接契約し、利用申込書等の管理も事業者が行うこととする。

申込書等に記載のある個人情報については、法令等を遵守し適切に取り扱うこととし、当該業務で知り得た個人情報は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても他に漏らしてはならない。

入院途中での契約、解約及び変更に対応すること。

(4)　入院セットの配布方法

事業者は、原則として利用者が入院している病室のベッドサイドまで配布すること。ただし、センターが別に指定する場合はこの限りではない。

感染対策等の特別な措置を講ずる必要がある場合は、当院の指示に従うこと。

時間外及び緊急入院時等の対応を定めること。

配布時間については、病院側と十分協議を行うこと。

(5)　入院セットの回収方法

利用者が使用した病衣、タオル等の洗濯が必要なリネン類（以下「不潔リネン」という。）は、センターが利用者から回収し、病棟等の不潔リネン室に運ぶ。

事業者は、不潔リネン室から不潔リネンを回収すること。

(6)　物品管理

事業者は、常に清潔で安心なものを安定供給できるようにすること。

利用者と契約した入院セットを速やかに配布できる数量を確保することはもとより、緊急時の場合も見込んだ数量を確保しておくこと。

また、病院全体の入院セット保管場所は、センターと協議のうえ決定すること。

(7)　リネンの洗濯

不潔リネンは常に感染対策に気を配り、洗濯は医療関連サービスマークを保有している事業者等が行なうこと。

(8)　利用料金の請求等

入院セットの利用料金は日額とし、支払いは後払いとする。

事業者は、利用者に利用終了時または月単位で利用料金を直接請求すること。

利用料金に未収金が発生した場合は、事業者が適切に対応することとし、センターは関知しないものとする。

(9)　利用者からの問合せ及び苦情対応

事業者は、利用者からの問合せや苦情に対し、誠意をもって対応すること。

また、利用者からの問合せや苦情により、病院事業運営に影響を及ぼすことのないよう対応すること。

(10) 病院職員との連携

入院セット導入時には、関係する病院職員対象の説明会を実施するなど、円滑に業務が実施出来るように配慮すること。また、センターからの要望について、可能な限り反映させるよう努めること。

事業者は、センターが利用者と利用者以外の区別が容易に出来るようにすること。

センターは、利用者の入院セットレンタルに必要な情報を事業者に提供する。

3　入院セットの構成と物品

タイプ	内　　容
基本セットA	・病衣（パジャマ型・甚平型・ゆかた・介護寝巻のいずれか必要なもの） ・タオル類（バスタオル、フェイスタオル） ＊病衣・タオル類は、２日に１回程度の交換。ただし、汚染された場合は、随時交換できること
紙おむつセットB （一時使用）	一時的なおむつ利用者（１日１枚使用） ・紙おむつ（テープ式、パンツ式、フラットのいずれか必要なもの） ・尿とりパッド ・使い捨ておしり拭き
紙おむつセットC （常用使用）	全日おむつ利用者（１日複数回使用） ・紙おむつ（テープ式、パンツ式、フラットのいずれか必要なもの） ・尿とりパッド ・使い捨ておしり拭き
緊急入院セットD	緊急入院時に利用 ・ボックスティッシュ ・ストロー付きコップ（必要な場合はお名前シール含む） ・口腔ケア用品（歯ブラシ・歯磨き粉セット、口腔ケアブラシ・マウスウォッシュセットのいずれか必要なもの） ＊口腔ケア用品については、３西、ＩＣＵ、ＣＣＵでは５回使用分程度 ＊口腔ケア用品については、その他の病棟では２回使用分程度
食事用エプロンE *オプション	ディスポ式ビニールエプロン
飲料F *オプション	下記を参考に事業者の提案による ・５００ｍＬ程度のペットボトル飲料（水または茶類）１本～２本　など ・２００ｍＬ程度の紙パック飲料（水または茶類）１～３本　など

＊オプションについては、基本セットA、紙おむつセットB･C利用者のみ利用可。

＊価格については、できるだけ利用しやすい低廉な価格を提案すること。

＊その他着衣として、術前術後着（ボタン式長着）を用意すること。

4　賃借料に関する条件

(1)　業務に係る固定資産の賃借料は、消費税を除いた月間売上額に、提案による賃借料納付率を乗じ、消費税相当額を加算した金額とすること。

(2)　賃借料納付率は「様式 5 賃貸借料率提案書」により提案すること。なお、提案する賃借料納付率は、5%以上とすること。

(3)　賃借料は、別途センターの指定する方法により毎月の期限までに納付すること。